



# 消費生活トラブル注意報

～こんな相談ありました～

**ファン心理につけこむ、SNSを悪用したチケット取引に注意!**

## 相談事例



コンサートのチケットを譲ってほしいと SNS で呼びかけたところ、定価で譲ってもよいとメッセージが届いた。あらかじめ相手の個人情報の画像を送ってもらい、確認したうえでコード決済サービスを利用してチケット代を送金した。しかし、送金した後から SNS のアカウントがブロックされ、教えてもらった電話番号は使われておらず、連絡が取れなくなった。

## アドバイス



コード決済サービスやプリペイドカードで代金を支払った直後に、取引相手と連絡が取れなくなったとの相談が増加しています。匿名性の高い SNS での個人間取引にはリスクが伴います。少しでも不審に感じた場合は取引を控えましょう。

- 不正に入手した個人情報や盗用したチケットの画像を利用して、購入者を信頼させる悪質な手口が報告されています。
- 先払いで支払方法を限定される、直接取引に応じてくれない、入金を急かされる場合は特に注意が必要です。
- チケットを売買するときは、許可を得た正規（公式）のリセールサイトを利用しましょう。また、チケットの中には、券面に記載された氏名以外の方は入場できないものもあります。チケットの転売が禁止されていないかを事前に確認しましょう。
- お金をだまし取ることが目的であると疑われた場合は、取引画面のスクリーンショットや送金の控えなどの証拠を残し、すぐに警察に相談しましょう。

相談先 **飯塚市消費生活センター**  
(あいタウン 2 階 市民交流プラザ内)  
〒820-0040 飯塚市吉原町 6 番 1 号  
**☎0948-22-0857**

## 筑豊消費者の会 会員募集中

消費者の会では、食の安全・エコライフ・悪質商法への対処など、身近な問題についての学習や啓発活動を行っています。  
詳しくは消費生活センターにお尋ねください。